

報道関係者 各位

平成 24 年 10 月 10 日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

審査官 児嶋 隆司

(直通電話) 03-5403-2169

フルーフ岡山不当労働行為再審査事件

(平成 23 年(不再)第 61 号)命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪康雄）は、平成 24 年 10 月 9 日、標記事件に関する命令書
を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 会社が、組合の団交申入れに応じないことは不当労働行為に当たり、救済方法として誠実団交応諾
に加え、文書手交を命じることは相当であるが、文書掲示の必要性までは認められないとした事案～

会社が職場復帰団交申入れ及び解雇撤回団交申入れに応じないことは、労組法第 7 条第 2 号に該当する
不当労働行為である。そして、組合の今回問題となっている団交申入れ以前の団交申入れへの会社の
対応、その後の会社を取り巻く事情と本件団交拒否に至る経緯などを踏まえると、本件団交申入れに対
する誠実団交応諾を会社に命じることに加えて、双方の団交の円滑化を図り、将来同様の団交拒否を繰
り返すことを防止する観点から、会社に文書手交を命じることは相当であるが、文書掲示による周知ま
での必要性は認められない。

I 当事者

- 再審査申立人 岡山地域労働組合（「組合」）（岡山県岡山市）
組合員約 135 名(平成 22 年 6 月現在)
- 再審査被申立人 フルーフ岡山株式会社（「会社」）（岡山県備前市）
従業員約 93 名(平成 22 年 6 月現在)

II 事案の概要

- 本件は、(1)休職中であった組合員 A の職場復帰等を申入れ事項とした平成 21 年 9 月 25 日付
け及び同年 11 月 25 日付けの団交申入れ（以下、2 度の申入れを合わせて「職場復帰団交申入れ」）
について、会社は、産業医から A の主治医への意見収集及び会社指定の医療機関の診断結果を踏
まえて対応すると回答したにもかかわらず対応しないこと、(2) 会社が、解雇した A の解雇撤回
等を申入れ事項とした平成 22 年 3 月 1 日付け及び同年 6 月 2 日付けの団交申入れ（以下、2 度
の申入れを合わせて「解雇撤回団交申入れ」）について回答しないことがそれぞれ不当労働行為
であるとして、組合が、岡山県労働委員会（「岡山県労委」）に団体交渉応諾及び文書掲示を求
め、救済申立てを行った事件である。
- 岡山県労委は、上記(1)及び(2)は労組法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為であると判断
し、会社に対し、誠実団交応諾及び文書手交を命じたところ、組合は文書掲示を命じなかったこ
とを不服として再審査を申し立てた。なお、会社はこれを不服として岡山地裁に行政訴訟を提起
し、岡山地裁は会社の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。さらに、会社は、これを不服とし
て、広島高裁岡山支部に控訴しており、係属中である。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 前提となる争点（各団交申入れに対する会社の対応の不当労働行為該当性について）

ア 職場復帰団交申入れについて

会社は、Aの職場復帰等に関する団交の申入れに対し、Aの主治医からの意見収集の結果及び会社指定の医療機関での診断結果を踏まえて団交に対応すると回答した。これに対し、Aが会社の指示に従い、主治医からの情報提供に同意し、会社が指定する産業医等の診断を受けたにもかかわらず、会社は本件団交申入れに何ら対応しないまま、Aに解雇通知書を送付した。このような会社の対応は、団交を拒否する不誠実な対応である。

また、本件団交申入れは義務的団交事項に関するものであり、申入れ自体が虚偽事実に基づく不当な利益を実現しようとするものであることを認めるに足る証拠はなく、会社には当該申入れに誠実に応じる義務がある。

イ 解雇撤回団交申入れについて

会社は、解雇の理由をAに書面で回答したり、司法機関等における法的紛争の場で一定の説明をしたことをもって、解雇撤回団交申入れについて理由がないと主張するが、これらの会社の対応は、本来的な集団的労使関係の自主的な解決の場であるべき団交の場において説明したことにはならず、また、団交が互いに誠意をもって行われるならば、その結果、従来の所信を改めることもありうるのであるから、上記主張を解雇撤回団交申入れを拒否する正当な理由とすることはできない。

また、組合の書記長が団交申入れ後、再々にわたり会社に電話連絡したものの、会社から組合に何ら連絡はなかった。このような会社の態度は、団交を拒否する不誠実な態度である。

(2) 主たる争点（救済方法について）

上記のとおり、各団交申入れに対する会社の対応は不当労働行為に当たるところ、組合は、初審命令による誓約文書の手交のみでは、会社に働く従業員等に対して、当該会社の誓約を周知することができないが、取消訴訟における会社の対応によれば、将来不当労働行為を繰り返すことは明白であり、これを防止するためには文書の掲示が必要、不可欠である旨主張する。

しかしながら、会社は、組合の第1回（平成21年4月30日）及び第2回（平成21年6月3日）団交申入れに対し、組合の要求する日程どおり団交を開催しており、団体交渉中の会社の対応についても特段問題がうかがわれないこと、その後の会社を取り巻く事情と本件団交拒否に至る経緯などを踏まえると、当委員会も、本件の救済方法としては、上記本件団交申入れに対する誠実団交応諾を会社に命じることに加えて、双方の団交の円滑化を図り、将来同様の団交拒否を繰り返すことを防止する観点から、会社に文書手交を命じることは相当であるが、文書掲示による周知までの必要性は認められないものと解する。

【参考】

初審救済申立日 平成22年6月23日（岡山県労委平成22年（不）第3号）
初審命令交付日 平成23年9月8日
再審査申立日 平成23年9月26日